

独立行政法人空港周辺整備機構
平成15年度業務実績評価調書

平成16年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの評価）

(H16.7.27)

| 項 目 | | 評定 | 評 価 理 由 | 意 見 |
|---------|--|----|--|-----|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | |
| | 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | | |
| 1 | <p>(1)組織運営の効率化</p> <p>事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。</p> <p>共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。</p> | 2 | <p>独立行政法人の発足とともに年度計画に沿った組織の再編がなされ、組織運営の効率化が図られている。</p> | |
| 2 | <p>(2)人材の活用</p> <p>機構組織全体について、国・府・県・市との交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化させる。</p> | 2 | <p>人事異動計画に当たって、国・府・県・市に対し、若い人材の派遣を求めた協議がなされている。</p> <p>また、中期計画に向けた組織活性化対策に積極的に取り組む姿勢が見られる。</p> | |

| 項 目 | | 評 定 | 評 価 理 由 | 意 見 | |
|---------|--|--|---------|---|--|
| 中 期 計 画 | 平 成 1 5 年 度 計 画 | | | | |
| 3 | <p>(3)業務運営の効率化 代替地造成事業の効率化</p> <p>イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。</p> | <p>(3)業務運営の効率化 代替地造成事業の効率化</p> <p>大阪及び福岡の両事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。</p> | 2 | <p>大阪及び福岡両事業本部ともに、移転補償対象者の動向を見極め、保有代替地の処分が16年度に行えるよう事前手続きを行うなど適切な対応が行われている。</p> | |

| 項 目 | | 評 定 | 評 価 理 由 | 意 見 | |
|---------|---|---|---------|--|---|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | | |
| 4 | <p>共同住宅</p> <p>イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。</p> <p>ロ 熊野町住宅については、一般処分に向けて入居者の移転を進める。</p> <p>ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。</p> <p>ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空家率を4%以下にする。 利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。</p> | <p>共同住宅</p> <p>イ 採算性を検討し、現状及び見通しをホームページにおいて公表する。</p> <p>ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転に関する住民説明会を実施する。</p> <p>ハ 戸別処分を行う小中島住宅については2戸を処分する。</p> <p>ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸を実施するため、不動産業者への委託手続きを進める。</p> | 1 | <p>15年度計画のうち、現状と見通しについてのホームページへの掲載、熊野町住宅の1棟処分に向けた住民説明会、服部本町住宅及び利倉西住宅についての賃貸促進の諸手続は達成されたが、小中島住宅については、売却に至らなかった。</p> | <p>住宅の売却については、不動産業者への媒介契約を締結するなど努力は認められるが、中期計画を達成できるようさらなる工夫が必要である。</p> |

| 項 目 | | 評定 | 評 価 理 由 | 意 見 |
|---------|--|--|---------|--|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | |
| 5 | <p>事業費の抑制 事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については、15%以上）に相当する額を削減する。</p> | <p>事業費の抑制 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で1%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については3%以上）に相当する額を削減する。（平成15年度予定額は認可法人と独立行政法人の額を合算したもの）</p> | 3 | <p>事業費を9%削減したことは、年度計画の目標値を大きく上回わり高く評価できる。</p> |
| 6 | <p>一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%以上に相当する額を削減する。</p> | <p>一般管理費の抑制 独立行政法人化の時点で事務所の借り上げ面積を縮小する等により認可法人時の最終年度（平成14年度）比で3%以上に相当する額を削減する。（平成15年度予定額は認可法人と独立行政法人の額を合算したもの）</p> | 3 | <p>組織・人員の見直しや事務所の借り上げ面積を縮小する等により約10%を削減したことは、事業費同様に年度計画の目標値を大幅に上回り高く評価できる。</p> |

| 項 目 | | 評定 | 評 価 理 由 | 意 見 |
|---------|--|----|---|--|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | |
| | 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | | |
| 7 | <p>(1)業務の質の向上</p> <p>出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。</p> | 2 | <p>大阪及び福岡両本部において、連絡協議会を設け、各本部で年度内に開催し、機構の事業推進に関する意見等の聴取が行われている。</p> | |
| 8 | <p>事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年3回程度）を実施する。</p> | 2 | <p>大阪及び福岡両本部ともに、それぞれ2回の職員研修が行われており、職員に対して業務上必要な知識を習得させるための資質向上を図る努力が行われている。</p> | |
| 9 | <p>1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバック出来るようにする。</p> | 2 | <p>内部評価委員会を設置するとともに評価基準等を作成し、内部評価により次年度以降への計画策定・業務の実施に反映できる体制が整えられた。</p> | <p>評価時期を前倒しすることにより、評価結果の速やかな反映及び活用が望まれる。</p> |

| 項 目 | | 評 定 | 評 価 理 由 | 意 見 | |
|---------|---|---|---|--|--|
| 中 期 計 画 | 平 成 1 5 年 度 計 画 | | | | |
| 10 | <p>独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。</p> | 2 | <p>会計規程等の見直しを行い契約・支出事務処理権限を一元化するとともに、契約審査体制を強化するため大阪本部に契約係長、福岡本部に審査役を設けるなど適切な体制整備が図られている。</p> | | |
| 11 | <p>広報活動の充実 イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。 ホームページについてはアクセス数を10%増加させる。 ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行い、地域住民のニーズを把握する。</p> <p>ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した箇所について成果を周知するため、看板の設置等を行う。</p> | <p>広報活動の充実 イ ホームページについては、独立行政法人通則法で定められている公表事項を一般に理解されやすい内容で早期に公表するとともに、アクセスの実績を分析のうえ、既存データの内容の充実を図る。 また、パンフレットについては独立行政法人化について記載する等、理解しやすい内容の充実を図る。</p> <p>ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、自治体広報誌等への掲載を依頼する。</p> <p>ハ 事業主体と調整をし、事業を完了した緑地帯等2箇所に看板の設置等を実施する。</p> | 2 | <p>ホームページがリニューアルされ、トップページも親しみやすくするとともに、分かりやすく掲載するよう努めている。 パンフレットについても見やすい内容に改め、情報公開窓口に常備するなど一般への周知に努めている。 また、事業活動の広報と事業推進を図るため、騒音斉合施設の賃貸人募集等について自治体広報誌への掲載を依頼している。 しかし、看板の設置については、事業主体との調整に日数を要したため、未整備となったが、早期に調整を終えて設置を行う予定となっている。</p> | |

| 項 目 | | 評 定 | 評 価 理 由 | 意 見 | |
|---------|---|--|---------|---|--|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | | |
| 12 | <p>(2)業務の確実な実施 周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。 再開発整備事業 イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。</p> <p>ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需用に柔軟・的確に対応する。</p> <p>ハ 中期目標の期間中に、需用の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。</p> | <p>(2)業務の確実な実施 再開発整備事業 イ 都市計画や地域整備計画と整合する事業の実施について関係自治体と情報交換を行う。</p> <p>ロ 施設の整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れる等により需用に的確に対応するとともに、一般利用施設として整備する場合には空港周辺住民及び施設利用者にとっても利便性の高い施設整備を図る。</p> <p>ハ 平成16年度からの貸付開始に向けて、年度中に2件の整備を実施する。</p> | 3 | <p>事業実施においては地域整備計画と整合するよう国・関係自治体と綿密な連絡調整を行っている。施設整備については計画段階から借受け希望者のニーズを的確に把握するとともに空港周辺の地域住民にとって利便性の高い施設を整備するよう努めている。</p> <p>大阪本部3件、福岡本部1件で計4件と年度計画を大きく上回ったことは高く評価できる。</p> | |
| 13 | <p>民家防音事業 工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。 なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。</p> | <p>民家防音事業 交付申請から交付額の確定までの期間について、故障調査・積算審査等の効率化を図ることにより、平成14年度実績に比して15%短縮する。</p> | 2 | <p>故障調査・積算審査等の効率化を図ることにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、大阪、福岡両本部ともに年度計画を達成している。</p> | |

| 項 目 | | 評 定 | 評 価 理 由 | 意 見 |
|---------|---|--|---------|--|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | |
| 14 | <p>移転補償事業 事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。</p> | <p>移転補償事業 移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間について、物件調査や土地の測量等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮する。</p> | 1 | <p>移転補償の処理期間短縮のため、建物調査等の効率的な作業を行い、大阪本部においては、56%の短縮ができた。しかし、福岡本部では申請件数が多く待機期間が長くなっているため、期間短縮には至らなかった。</p> |
| 15 | <p>中村地区の移転補償事業 中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。</p> <p>イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を行い整備を進める。</p> <p>ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。</p> <p>ハ 移転補償の事務（補償額の提示）を行うにあたっては住民及び事業者に十分な説明を行う。</p> | <p>中村地区の移転補償事業</p> <p>イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を月1回程度実施する。</p> <p>ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の意向把握に努める。</p> <p>ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に十分な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。</p> | 2 | <p>中村地区整備協議会(幹事会)において意見交換を行うとともに、地元自治会と関係機関が行う連絡情報交換の会議においても地区住民の意向把握が行われている。</p> <p>また、住民から移転に関する照会があった場合は、自宅に出向き説明を行うなど適切な対応がとられている。</p> |

| 項 目 | | 評定 | 評 価 理 由 | 意 見 |
|---------|--|----|---|-----|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | |
| 16 | <p>大阪国際空港周辺の緑地整備 大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治会等との協力体制を強化し、着実に実施する。</p> <p>イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。</p> <p>ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認認可を取得できるよう 国・地元自治会等と調整する。</p> | 2 | <p>用地買収については、利用緑地、緩衝緑地第1期事業分ともに年度計画どおり達成されている。</p> <p>造成・植栽については、約0.4haの整備にとどまったが、これは地域住民からの要望を受け、設計変更により残り0.4haが未実施となったが止むを得ないものと考えられる。</p> <p>また、緩衝緑地第2期事業分の都市計画事業承認・認可については、取得に向けて国・自治体等との調整を進めるため、土壌汚染調査を実施するなど事前準備を行なっている。</p> | |

| 項 目 | | 評 定 | 評 価 理 由 | 意 見 | |
|---------|---|--|---------|---|--|
| 中 期 計 画 | 平 成 1 5 年 度 計 画 | | | | |
| 17 | <p>福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備を推進する。</p> <p>イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。</p> <p>ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p> | <p>福岡空港周辺の緑地整備</p> <p>イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.6haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と調整する。</p> | 2 | <p>造成・植栽については、年度計画どおり実施された。</p> <p>また、都市計画事業の承認・認可については、空港周辺整備計画調査委員会において国、地元自治体等との協議を開始することとされている。</p> | |
| 18 | <p>(3) 空港と周辺地域の共生 国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。</p> <p>イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。</p> | <p>(3) 空港と周辺地域の共生 空港周辺地域の緑地整備を推進する等国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。</p> <p>イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。</p> | 2 | <p>地域との共生を図る「エコエアポート」については、協議会の準備段階から参加している。</p> <p>また、啓発活動として周辺地域活性化協議会の総会の後に協議会メンバーに対し整備機構の地域に対する役割等の講演を行うとともに、空港周辺環境対策の課外学習の要請に対しても適切に対応している。</p> <p>さらに周辺関係市の教育委員会に働きかけ、小・中学校へ環境学習のカリキュラムへの追加を依頼するなど努力が認められる。</p> | |

| 項 目 | | 評 定 | 評 価 理 由 | 意 見 | |
|---------|--|--|---------|--|--|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | | |
| | 八 郊外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。 | | | | |
| 19 | <p>3 . 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別紙のとおり</p> <p>(2) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>(3) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>欠損金を 30% 圧縮する。 未収家賃を 40% 圧縮する。</p> | <p>3 . 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画</p> <p>(1) 予算 別紙のとおり</p> <p>(2) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>(3) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>未収家賃を回収するため連帯保証人も含め郵便・電話での督促、また戸別訪問を精力的に実施する。</p> | 2 | <p>予算・収支計画及び資金計画に基づき適正に執行されている。</p> <p>また、未収家賃を圧縮するため、未納者に対し戸別訪問を強化するなど計画どおり実施されている。</p> | <p>次年度以降の年度計画策定にあたっては、中期計画に沿った進捗が図られるような計画策定を要望する。</p> |
| | <p>4 . 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。</p> | <p>4 . 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。</p> | | 平成15年度は該当なし。 | |
| | <p>5 . 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし</p> | <p>5 . 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし</p> | | 平成15年度は該当なし。 | |

| 項 目 | | 評定 | 評 価 理 由 | 意 見 |
|---------|--|----|---|-----|
| 中 期 計 画 | 平成15年度計画 | | | |
| | 6. 剰余金の使途 該当なし | | 平成15年度は該当なし。 | |
| 20 | 7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画方針 イ 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。 ロ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。 | 2 | 多数の出向者抱えているにもかかわらず、若返りが図られ人件費の抑制に繋がっている。 | |
| 21 | 人事に関する指標 独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。 さらに、中期目標期間中に計画的に人員を抑制する | 2 | 大阪では74名から61名に、福岡では33名から31名に計15名、年度計画を上回る組織及び職員数の見直しがなされている。 | |

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

| 極めて順調 | 順調 | 概ね順調 | 要努力 | 評定理由 |
|-------|----|------|-----|--|
| | ○ | | | 各項目の合計点数 = 43 項目数(21) × 2 = 42 下記公式 = 102% |

- <記入要領>・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
- （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が130%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が100%以上130%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・ 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

| 評定 | 評定理由 |
|------------------|---|
| 相当程度の実践的努力が認められる | 独立行政法人移行を契機として、業務改善推進会議によりコスト削減や効率化などの工夫を行うとともに、緑地整備事業においては整備の効果や経済性等の調査を行い、16年度以降の事業に反映することとしている。 また、民家防音事業においても住宅地図情報システムを導入することにより住民からの問合せに迅速に対応するなどサービスの向上に寄与していることは、「自主改善努力」として評価できる。 |

- <記入要領>・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。
- いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

初年度の業務遂行については順調であったが、2年目、3年目、最終的に中期計画達成に向けて着実に進展することを期待したい。